

◆◇ 会議録(要旨) ◇◆

会議テーマ	第4回阿南市環境保全推進協議会		
開催年月日	令和5年5月12日(金)	資料の有無	無(有)
会場	阿南市役所2階 202・203・204会議室		
出席者	<p>【委員】(12人) 箕島委員、鎌谷委員、柴山委員、手操委員、山崎委員、東委員、 横手委員、鎌倉委員、田上委員、坂田委員、尾崎委員、岩浅委員</p> <p>【オブザーバー】(5人) 環境省中国四国地方環境事務所 常富オブザーバー、三田オブザーバー、 山田オブザーバー 経済産業省四国経済産業局 矢野参事官(三好オブザーバー代理) 徳島県グリーン社会推進課 小林オブザーバー</p> <p>【事務局】(6人) 企画政策課 東課長 ゼロカーボン推進室 三河室長、澤本主事 環境保全課 山田課長、山口課長補佐、朝田主査</p> <p>【市】(13人) 表原市長、 吉積総務部長、吉村市民部長、荒井環境管理部長、吉岡保健福祉部長、藤原建設部長、 田中特定事業部長、橘会計管理者、柏木水道部長、中川消防長、岡部議会事務局長、 石山危機管理課長、田上教育総務課長</p>		
欠席	豊岡委員、山本委員		
傍聴者	なし		
内 容			
<p>【次第】</p> <p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) パブリックコメントに対する「市の考え方」について</p> <p>(2) 区域施策編(改定版)の原案について</p> <p>(3) 阿南市版・脱炭素ロードマップの策定について</p> <p>(4) 阿南市環境保全推進協議会の名称変更について</p> <p>(5) 関係条例等の見直しについて</p> <p>(6) 地域脱炭素化促進事業に関する事前協議について</p> <p>3 閉会</p>			

1 開会 10:00

(事務局)

定刻になりましたので、只今から、第4回阿南市環境保全推進協議会を始めさせていただきます。進行役を務めさせていただきます、企画政策課の東でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、欠席委員の報告をさせていただきます。

山本委員は欠席でございます。

また今回、オブザーバーとして経済産業省・四国経済産業局・資源エネルギー環境部の三好電源開発調整官の代理で、矢野参事官に御出席をいただいております。

なお、オブザーバーの環境省四国事務所の常富様、三田様、山田様は、リモートで参加をいただいております。

本日は、半数以上の委員の出席を得ておりますので、阿南市環境保全推進協議会設置条例の規定により、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

本会議は、同条例の規定により公開とし、会議録作成のため、録音をさせていただきます。

また、今回もペットボトルの消費削減のため、環境に配慮した会議の運営に御協力をいただいておりますことに御礼を申し上げます。

さて、今年度の会議は、初めてですが、区域施策編の改定に関する一連の協議については今回で4回目となります。

令和4年7月の第1回会議では、阿南市の現状や今後の取組の方向性について、9月の第2回会議では、2025年度までの短期的な取組を中心に御協議をいただきました。第3回会議では区域施策編(改定版)の素案及び地域脱炭素化促進事業に関することなどについて御協議をいただきました。

計画の改定につきましてはこれまで3回の会議の中で熱心に御議論いただき、いよいよ原案を御提示できる運びとなりました。また今回は脱炭素ロードマップ(案)、関係条例の改正に関する案件等、多数の議題を提案させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

これよりの議事進行は、箕島会長にお願いしたいと思います。

(箕島会長)

委員の皆様には御多用の中会議に御出席いただきありがとうございます。

また、表原市長をはじめ、市幹部の皆様には、公務御多用の中、本協議会に御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

先ほど事務局から説明がありましたが、今回は、区域施策編改定版の原案が示されたということですが、他にも多くの議題が提案されております。

委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、会議は正午までの予定となっておりますが、できるだけスムーズに進行していきたいと考えています。御協力をよろしくお願い申し上げます。

2 議事

(箕島会長)

それでは議事に移ります。今日の議題は6件でございます。

まず、阿南市環境保全率先行動計画(区域施策編)の素案に関するパブリックコメントと、市の考え方についてを議題とします。

議題1 パブリックコメントに対する「市の考え方」について

事前に配付しております資料1を御覧ください。

第3回推進協議会において、委員の皆様からいただいた意見をもとに、区域施策編(改定版)の素案を策定して、2月末から3月にかけてパブリックコメントを実施しました。

これに対して寄せられた御意見に対する市の考え方が示されております。

資料は事前に配付しているということで、文章の詳細説明は省略して、要点のみの説明を事務局からお願いしたいと思っております。

(事務局)

企画政策課ゼロカーボン推進室の三河でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以下、着席にて説明をさせていただきます。

事前に配付させていただきました、こちらの資料1、それと前のスライドの両方を使って説明をさせていただきます。

今回、市民の方から3件の御意見、また法人の方から1件御意見をいただいております。

まずこの1番の1点目につきましては、自然エネルギーに関すること。

2点目は、脱炭素に係るインフラ整備に関すること。

3点目は、企業活動に関することとなっております。

まず1番の市民の方の御意見でございます。

波力、小水力発電といった自然エネルギーの活用について、阿南高専で研究してもらえないかという趣旨の御意見だったかと思っております。

こちらにつきましては、市の考え方の要旨といたしましては、インキュベーションセンター、こちらのほうを阿南高専に設置させていただいております。

こちらで自然エネルギーの利活用も含めた多様な実用化研究への支援に取り組まさせていただいております。

続いて2番の方の御意見でございます。

買い物行動における自動車の利用を減らすため、歩道の整備をお願いしたいという要旨の御意見だったかと思っております。

こちらにつきましては、本文のほう、提示はしておりませんが、本計画の第10章、基本方針4にて脱炭素社会の基盤整備を積極的に進めるまちづくりという取組を位置づけております。

続いて3番の御意見ですが、こちらは火力発電所に関する情報が不足しており、脱炭素社会への貢献が見えにくいといった要旨の御質問だったかと思っております。

こちらの市の考え方については、改正地球温暖化対策の推進に関する法律、こちらのほうで規定されております、企業の温室効果ガス排出量のオープンデータ化ということも改正のポイントとして挙げられておりますので、これに基づいた取組がなされていくと認識をしているという考えでございます。

以上のようなことから結論といたしまして、既に市における既存の取組があること、計画本文に記載をしていること、また、法の規定が存在していること、これらのことを考えまして、計画本文を変更するには至らないと考えをまとめました。

続きましてパブリックコメント2枚目の方でございます。

こちらは企業の方からいただいた御提言になっております。積極的に多数の御提言をいただいております。

まず要点を申し上げますと、1点目は、再生可能エネルギーの積極的な導入に関する御提言。

続きまして、地域脱炭素化促進事業の推進という観点からの御提言。

3点目は、洋上風力発電の導入可能性検討といった観点の御提言。

最後は、自然エネルギー発電を利用した電力供給体制の構築といった御提言でございました。

どれも本市の地域脱炭素化に関する取り組みということで、導入支援体制から具体的な推進スキーム、また洋上風力発電の可能性検討に向けた御提言というような形であったかと思えます。

これらに対する市の考え方の結論のまとめといたしましては、こちら本文の50ページでございしますが、基本方針の2というところなんですけれども、再生可能エネルギーの積極的な利活用と経済成長の両立を進めるまちづくりという中に、再生可能エネルギー積極的導入支援という項目を設けておりまして、太陽光発電の導入促進、太陽熱温水器設備導入関係、自然エネルギーの導入に向けた普及啓発等々、地域脱炭素化に関する再生可能エネルギーの導入支援についていろいろと検討、もしくは推進を考えておりますので、こちらにつきましても、計画本文に既に方向性を示させていただいておりますので、本文を変更するまでには至らないと考えました。

以上が、パブリックコメントに対する市の考え方に関する説明でございします。

要点のみの説明となって甚だ簡単でございしますが、以上とさせていただきます。

(箕島会長)

はい、どうもありがとうございました。

項番1について阿南高専の件が出ておりますが、阿南高専では、小型水力発電という地産地消型のエネルギーの研究をしている先生がいますので、この件を含めていろんな面で阿南市と連携をして、温室効果ガスの削減に我々も努力する所存でございしますので、この点を追加したいと思います。

それでは質疑・意見交換を行いたいと思います。

市の考え方について確認しておきたいことなどがございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どなたかいらっしゃいませんか。

よろしいですか。

委員の皆様、特にございせんか。

(委員一同)

意見なし。

(箕島会長)

オブザーバーの方、何か御意見ございしますでしょうか。

よろしいですか。

はい、ないようでございしますので、議題1についてはこれで終了したいと思います。

議題2 区域施策編（改定版）の原案について

(箕島会長)

次に、区域施策編の改定版の原案についてを議題とします。

こちらでは素案から原案に向けての修正点について新旧対照表でまとめたものとなっております。事務局から修正の概要について説明を受けた後、質疑応答や意見交換を行いたいと思います。

まず事務局から説明をお願い申し上げます。

(事務局)

失礼いたします。引き続き私のほうから議題2の説明をさせていただきます。

資料は 2-1 および 2-2 をお願いしたいと思います。

まず資料 2-1 でございます。こちらの 1 ページでございますが、これは前回1月26日に開催いたしました、推進協議会の際にいただいた御意見、御提言を反映させて、修正させていただいたものとなっております。

こちらは素案21ページに関する記載でございますが、30by30に関する修正、こちらは確か岩浅委員さんの御意見の内容を反映させていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは素案62ページ、地域脱炭素化促進事業に関する事項、こちらの中にまず地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組をどういうふう位置づけるかというようなことを書いてございましたが、こちらに、市役所内部からの意見を反映させていただきまして、事業実施主体や市民、地域協議会が参画すること、また事業について市民から意見をいただいたり、運営計画に反映させることなどの必要性を考えまして、追記させていただいたということでございます。

次のページを御覧ください。

こちらは同じ部分の資料編に対する部分を修正させていただいたものです。変更の内容は先の説明と同じでございます。

次のページを御覧ください。

こちらは、今回、区域施策編に掲げております2050年までに実現したいまちの姿、こちらの策定を行ってまいりましたが、前回、これも岩浅委員さんの御指摘を受けて、「環境と経済が好循環するゼロカーボンシティあなん」というふうな案を考えてまいりましたが、こちらに、「地域」を含めて、「環境、経済、地域が好循環するゼロカーボンシティあなん」、このように、まちの目指すべき姿を設定させていただきました。

次のページを御覧いただきたいと思っております。

こちらは、再生可能エネルギーの導入目標というところを数値で示したページでございますが、こちらにバイオマス発電また水力発電、風力発電等に関する数値に関して、もう少し丁寧に説明を付け加えたものでございます。

以上で資料 2-1 の説明を終わります。

続いて資料 2-2 を御覧いただきたいと思っております。

こちらは、2月のパブリックコメントで用いた素案に関する、それ以降の変更点、修正点を反映したものでございます。今回少し大きな変更をさせていただいております。

まず、本計画の名称でございます。これまで「環境保全率先行動計画」という名称で、地方公共団体実行計画を策定してまいりましたが、近年の地球温暖化対策を取り巻く動向の変化、こちらも一段と加速をしていること、また、地球温暖化対策の推進に関する法律も改正されまして、基本理念等も法的に明記をされたことを受けまして、今回の区域施策編の改定に併せて、この実行計画である、事務事業編また区域施策編の名称を、これまでの名称から、「地球温暖化対策実行計画」に変更させていただきたいと考えてまいりまして、本計画の関係部分を含めて、今後市の関連する計画についても変更を加えていきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

こちらは公募によりまして、ロゴマーク、こちらゼロカーボンシティの実現を目指すシンボルということになるのですが、こちらのデザインを募集させていただきまして、3月14日に制定したものでございます。このロゴマークに関する内容を追記させていただきました。

次のページをお願いいたします。

こちらは直近で環境省のほうから公表されました統計資料等の数値を更新した関係で、文面を変える必要がございましたので、修正を加えております。

次のページを御覧ください。(原案35ページ)

こちら公表された統計資料に基づきまして、最新の年度を一つ追記したような形になっております。

次のページを御覧ください。(原案35ページ)

こちらも統計資料の更新によるもので、数値とグラフを修正しております。

<原案35ページから36ページについて同様に説明>

次のページを御覧ください。(原案36ページ)

こちらも統計資料の変更による数値の改定、修正でございますが、若干産業部門等による排出量が増えているという傾向が見えております。

次、お願いいたします。(原案37ページ)

こちらも今まで公表されていなかった年度の統計データが更新されておりますので、それを反映させていただきます。

<原案37ページから39ページについて同様に説明>

はい、次のページをお願いします。(原案39ページ)

こちらも修正により数値が変更されておりますので、文面に反映させていただいたものでございます。

次のページをお願いします。(原案41ページ)

こちらも統計数値の更新による修正でございます。

<原案41ページについて同様に説明>

次のページをお願いいたします。(原案42ページ)

こちらも統計数値の更新でございますが、少し時間をいただいて説明をさせていただきたいと思っております。

こちらは再生可能エネルギーのポテンシャルに関する数値でございます。前回、令和3年8月に発表されておりました、環境省提供の REPOS(リーポス)という統計データ提供システムでございますが、こちらのほうにあげていただいております数値、前回までの数値で見ますと、阿南市の場合は導入ポテンシャルを見た場合、可能量全部を導入しても、まだ4割程度の不足が生じているという状態でございますが、最新の REPOS(リーポス)に情報提供されました数値によりますと、環境省のほうで、ポテンシャル把握に対する数値の精緻化を実施されたということで、集計区分等もいろいろと変更されております。

今までは、住宅系のみを集計だったものが、土地系を集計等も入られたということで、今回、数値の精緻化前と精緻化後で大きくポテンシャルは変更しております。

以前は4割足りないといった状況だったのですけれども、今回は全てポテンシャルを導入した場合に、全体比約 2.86 倍というような状態になっております。

この数値の取り扱いにつきましては、市におきましても、資料をいろいろ精査いたしましたが、全国的にこのような傾向になっていることをお教えいただきまして、本市も今後の事業を進める上で、この数値を反映して、今回この計画改定に併せて更新をさせていただくという考え方で進めさせていただきたいと思っております。

次のページを御覧ください。(原案42ページ)

これも同じく、ポテンシャルと現在導入されております導入量との差分でございます。

次のページを御覧ください。(原案42ページ)

こちらを見ていただきますと、ポテンシャルがいかに大きく増えたかということがわかるかと思っております。ポテンシャルだけで見ますと、約4倍強のような増加量になっております。

次のページを御覧ください。(原案44ページ)

こちらは計画の本文にございます計画推進にあたり、方針を箇条書きにさせていただいておりますが、こ

ちらに財源確保に関する方針を記述させていただきまして、補助金、特定目的基金等を活用していくという方向性を示したものでございます。

次のページを御覧ください。(原案46ページ)

こちらは計画の方針に基づく各施策の体系を示した表でございますが、こちらの表の各施策における取組名称の方針を「促進」から「推進」等の字句に変更をさせていただいたので、こちらを修正させていただいております。

次のページを御覧ください。(原案47ページ)

こちらは先ほどの総括表の内容となっております。赤字の部分が語句の修正を行ったものでございます。

次のページを御覧ください。(原案48ページ)

こちらと同様の修正部分を反映したものでございます。

<原案49ページについて同様の説明>

次のページ御覧ください。(原案50ページ)

こちらは太陽光発電および太陽熱温水器の設備に関する記述から、非住宅用の設備を除いたというような変更を加えております。

次のページを御覧ください。(原案51ページ)

こちらは「フードバンク」という表現を、「フードドライブ」に修正をさせていただいたものでございます。

次のページを御覧ください。(原案52ページ)

こちらは「都市公園整備」という表現を、「公園整備」というような表記に変えさせていただいております。

次のページを御覧ください。(資料編41ページ、42ページ)

こちらは資料編の修正となっております。先ほどのロゴマーク制定に関する詳細な記述をこちらに追記しております。

前ページの続きとなります。

次のページです。(資料編46ページ)

こちら資料編の修正ですが、資料編の最後にこれまでの策定経緯ということで、経緯の年表的なものを掲載させていただいておりますが、こちらを本日の会議までに合わせて修正をさせていただいております。

以上で簡単ではございますが、区域施策編原案に対する修正点の説明とさせていただきます。

この原案の確定をもって、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)として改めて整えまして、いただいたパブリックコメントの回答と併せまして、5月末を目処に公表できるよう作業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(箕島会長)

はい、ありがとうございます。

それでは質疑・意見交換を行いたいと思います。

素案から原案への修正箇所について、確認しておきたいことなどがございましたら、御発言をよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様何かございますか。

(尾崎委員)

阿南信用金庫の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

資料19ページの、太陽光の発電力のポテンシャルが10倍弱ということで、かなりポテンシャルが上がって

いるということなのですが、今後の計画に何か影響があるのかどうか、検討の余地があるのかとか、そのあたりお聞かせ願いたいと思います。

(箕島会長)

はい、どうぞ。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

こちら、確かに大きなポテンシャルの変更ということになっておりますが、先ほど詳しくは説明をさせていただかなかったのですけれども、このポテンシャルの変化について、環境省でも、統計数値を拾う際の精度について、GIS 等を用いまして精緻化されているということで、かなりいろんなところに、特に土地でポテンシャルの数値が上がるような集計方法にされたと聞いております。

ただ、このようにポテンシャルが変わったといたしましても、実際に事業化できる部分がどれくらいになっているのか、また今後さらに精緻化もされると環境省から聞いておりますので、この辺も踏まえまして、現在本市といたしまして取り組んでいく方向性というのは大きく変えることはないのかなと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

(箕島会長)

よろしいでしょうか。

ちょっと私から質問なのですが、言葉は聞き取れるのですが、何かよくわかってないのですが、具体的に何が変わったからこんなに変わったのですか。

GIS が何とかとかおっしゃいましたけど、すみません、具体的にちょっとその辺をわかりやすく説明していただけますか。

(事務局)

はい。説明をさせていただきます。

以前の環境省のほうで拾われておりましたこのポテンシャル、私のほうもいろいろ今回のこの修正に併せて確認をさせていただいたところなのですけれども、これまではそもそもの集計区分が、特に太陽光に関することなのですけれども、住宅系、もしくは公共系といったような、恐らくこれは屋根でありますとか、公共系の用地でありますとか、こういうところの集計だったと思うのですけれども、さらに GIS と申しましたのは、地理情報システム、航空写真等を用いたデータを活用して、かなり広い土地に関するところまで導入ポテンシャルを拾われたと聞いております。

これによりまして、かなりの量のポテンシャルが見出せることになったと聞いているのですけれども、そもそも今まで拾っておりました区分自体が大きく変更されておりまして、土地系というのは今までなかったような、航空写真等により土地への導入可能性っていうのも、細かく調べられたと。

(箕島会長)

土地っていうのは、地面ですね。

(事務局)

はい、地面です。

この場合はもう建物と土地というようなことになっていますので。

(箕島会長)

更地ですね。

(事務局)

そうですね、更地もしくは建物の屋根というような区分に、そもそもの区分を大きく変更されたというようなことをお教えいただいております。

これによりまして、そもそものデータを拾った区分自体も変わっておりますし、前のデータと必ずしも一概に比較できるものでもないということも教えていただいておりますが、実は全国的にこういうような傾向になっているようでございまして、ポテンシャルが全国のどの地方でもかなり大きく伸びたような結果になったと聞いております。

以上のような説明でよろしいでしょうか。

(箕島会長)

航空写真で屋根の面積を出されたということですね。

陸屋根だったら平面でしょうけれども、三角屋根とかですと、北側の面とか南側の面とかいろいろあるので、通常、3次元的に解析をしないとなかなか太陽光発電に向いているかどうかかわからないのですが、それは無視をして、全部平面であると、陸屋根として計算しているのですか。

それとあと、土地というのは更地ですよ。

更地の斜面の向きとかで、適している、適していないがあるので、要は、3次元形状で調べられてそれを出されたのですか。環境省のほうは。

(事務局)

はい、私のほうではすみません、そこまでちょっとまだ確認はできていませんので、改めて確認いたします。

(箕島会長)

いや、私素人ですので、こういう簡単に数値が大幅に変わるといったあたり、どうなっているんだっていう気もします。

環境省からオブザーバーとして出られていますので、何かその辺りを教えていただけませんかでしょうか。

(山田オブザーバー)

環境省四国事務所の山田でございます。

はい、今の件についてはですね、ちょっとこちらも詳細の検討ができておりませんので把握していないところが多々ございますので、改めてまた検討した上でお答え申し上げたいと思います。

申し訳ございませんが、よろしく申し上げます。

(箕島会長)

はい、どうもありがとうございました。

岩浅先生何か御存知ですか。

(小林オブザーバー)

徳島県です。

恐らく環境省のシステム REPOS(リーポス)の数値が大きく変更になったことが影響しています。

(箕島会長)

REPOS(リーポス)、なんの略ですか。
スペルアウトしていただけますか。

(小林オブザーバー)

環境省の自治体の再エネ導入ポテンシャルを調べるシステムです。日本全国の再エネ導入ポテンシャルを調べられるシステムになっていて、太陽光発電だったり、風力発電だったり、再エネ種別毎に、導入ポテンシャル数値がシステムで出てきます。そのシステムがREPOS(リーポス)といいます。

(箕島会長)

何の略か分からないけど、「リーポス」という名前になっているということですね。

(小林オブザーバー)

そうです。

(三田オブザーバー)

すみません、環境省四国事務所の三田と申します。

REPOS(リーポス)につきましてはですね、環境省の方で「リニューアブルエナジー・ポテンシャル・システム」という、再生可能エネルギー情報提供システムでございまして、こちらは2023年の4月に、利便性の向上のため、こちらが更新を行っているものになっております。

(箕島会長)

何か変わったわけですね。

それだけのポテンシャルが実際あるかどうかは全く分からないという理解でよろしいわけですね。

(小林オブザーバー)

そうですね、恐らく日本全土で数値を弾き出しているの、例えば屋根の形状がこうなっていて、その建物が古いか新しいかによっても、実際、事業化できるかどうかというの、検討できないのですが、そういった細かいところは加味されていなくて、恐らく航空写真で、太陽光だったら最大これぐらい置けるだろうという推測値を出しているのに過ぎないのです。

なので、さっき阿南市が言われたのは、今までは例えば屋根だけのポテンシャルを出していたのだけれども、今年度から土地も含めてポテンシャルを環境省のほうが出してきたので、徳島県なので恐らく建物より土地のほうが多いので、莫大に増えたのではないのかというのが推測されると思います。

(箕島会長)

はい、分かりました。

そうしましたら、ここは見込みでちょっと書き過ぎだと思いますね。

「見込みです」とは言えないので、「余剰となる可能性はあります」というような、あるいは「最大としてはこれぐらいとなる可能性があります、実際はそうではない」というような意味合いを入れておくほうが、私は良いと思います。

どうしてかという、このデータが出ますと、そのデータが独り歩きしますので、そうするとあまり良くないので。

通常、航空写真を撮りますと、3次元形状も把握が簡単にできますので、ちょっとソフトウェアで、緯度経度でやれば太陽光なんてすぐ出ますので、そんなに難しいソフトウェアを作る必要はないので、その辺はや

ればいい。面の向きはね。

それとあと大きさもあるのでそれも何かソフト使えばそんなに難しいものではないので。

ただ今のお話だと、ただ単に屋根全体を見て、さっきおっしゃいましたが、古い、新しいや、面積があまり小さくても駄目ですね。あと構造とかもあるでしょうし、向きもあるでしょうし、それから更地の場合も、斜面の向きもあるでしょうし、そういうことも考慮していないのだったら、最大限でこれくらいの可能性はありますが、実際はもっと少ないでしょうという、そのほうがよろしいかと思えますので。

この件について何か御意見ございますか。

(鎌倉委員)

とくしま森林バンクの鎌倉といいます。

例えばそういう REPOS(リーポス)というシステムで言うと、土地を空中写真で見て、もう精一杯置けるところに太陽光パネルとかそういうのを置いたら、余剰が出ますよという理解でよろしいのですかね。

もう置けると精一杯置いたら余剰になってしまうという感覚でよろしいのでしょうか。

どなたか教えていただきたいのですが。

(箕島会長)

今の私の理解、今の説明ですと、3次元形状とかを全く把握をしていないので、最大限じゃないです。それより小さいというように理解しました。最大限にも達しないと。

(鎌倉委員)

その余剰っていうところでしっかりこないところがありまして。

(箕島会長)

いや、だから書き過ぎだと思います。

何を心配するかというと、データが独り歩きすると、あまり良くないので。

(常富オブザーバー)

環境省ですがよろしいでしょうか。

話題になっている REPOS(リーポス)の件なのですけれども、環境省の脱炭素関係の Web サイトの、今ちょっとお見せすることはできないのですけれども、どういう算定をしているかというのは情報として出ている資料がございます。

おっしゃられた通りですね、理想的にできるだけ、置けるだけ置くとこのぐらいになるという推定値と見ていいと思います。

もちろん、面積びっしりではなくて、例えばその屋根の面積とかその建築面積等に対してある程度の係数をかけて、要はびっしりではないということではあるのですが、とはいえ、置けるだけ置くとこのぐらいという理想的な数値であることは間違いないという状況ですので、資料を御確認いただいた上で、おっしゃった通り本当に理想的というか仮想的と言ってもいいぐらいの数字ですので、数字の扱いについては御注意いただくというのは確かにその通りの御認識でよろしいかと思えます。

どういう書きぶりで注意書きをしておくかというのは、掛け算をしている算出のものを見ていただいた上で、後ほど御検討いただければいいかと思えますが、簡単に申し上げて、出されている数字そのものが全部可能かという、とてもそんなものではないという判断であることは間違いないかなと思います。

あくまで理想的に、本当にひたすら置いたらこうなりますよという数値であるというふうに御覧いただければという感じがします。

以上です。

(箕島会長)

はい、どうもありがとうございました。

ちょっとその辺を含めて修正ということで、この修正した後は、確認が必要ですか。

今日は修正は無理ですよ。これいつまでに確定が必要ですか。

(事務局)

はい、またこの後ですね、庁舎内の推進会議等もございますので、御意見を再度そちらのほうにかけまして、その後、皆さんにまた紙面等で御案内させていただくような形でよろしいでしょうか。

(箕島会長)

はい、よろしくをお願いします。

他に御意見等ございますでしょうか。

(岩浅委員)

はい。

内容の大きな変更を伴うものではなくて、用語の適正化の観点なんですけど、資料 2-1 の最初の1ページ目の④ところは、よく書き込んでいただいて感謝申し上げたいと思います。

1点だけ修正で、生物多様性の「保護」とありますけど一般的には生物多様性の「保全」と使いますので、表題の部分と、あと文章の中にも「保護」がいくつか出てくるのでそれを「保全」に直していただけたらと思います。これは、単に直すだけなので大丈夫だと思います。

あともう1つが、資料の 2-2 になりますけど、一番最初のところで環境保全率先行動計画っていうものを、地球温暖化対策実行計画に修正するというので、これも異存ございませんけど、その環境保全率先行動、「環境保全」と言えば、一般的には脱炭素と資源循環と生物多様性という環境政策の大きな三つの柱が入りますので、それが、タイトルが変わる事で、「あれ、残りの2つはどこいっちゃったのかな」とならないように整理をしておく必要があるのかなと思います。

あと3点目ですけれども、29ページですかね。

資料 2-2 の29ページで、これも用語の細かい話で恐縮ですけど、CO₂吸収源の確保というところで3行目に「自然環境保全地域の育成」というのがあるんですけど、これが何を指しているのか教えていただきたいということと、あと自然環境保全地域という、少し専門的な話で恐縮なんですけど、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域というのがあるんですね、これは人の手をほとんど加えない、保護地域ということなので、その部分をこれは想定しているわけではないと思うので、少し用語を変えた方がいいかなと思っています。

3点目のところの質問、教えていただけたらと思います。

(箕島会長)

はい、3点ございますが、1件目はよろしいですか。

2件目以降御説明いただけますでしょうか。

(事務局)

はい、環境保全課の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず2点目の御質問につきまして、計画の名称を保全から温暖化対策という特化したような名前に変更させていただくことにつきましては、次の議題でも御説明をさせていただこうと考えておりましたが、まず本市としまして、「環境保全」という言葉の捉え方でございますが、資料4の欄外にも記載をさせていただいて

おります、事業者等の事業活動により環境に加えられる影響で環境保全上支障の原因となる恐れのある環境負荷の低減のための取組。具体的には、地球全体または後半の部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境保全また公害防止、天然資源の使用削減、再利用、リサイクル等ですね、こういった取組を網羅したことを環境保全という捉え方をしているところでございます。

本市としましては、先ほど御指摘のありました生物多様性、リサイクル、これらについても個別計画を別に持っているというようなことから、今回、この環境保全という全般的に捉えた計画について、今改定しようとする計画の中身の全般としましては、地球温暖化対策に特化した計画であることから、名称を改めて変更させていただきたいという御提案を差し上げているところでございます。

以上でございます。

(箕島会長)

2件目はよろしいですか。

(岩浅委員)

その通りで理解できます。ただ、環境保全イコール脱炭素ではないので、やはりそのあたり、バランスを持って、誤解のないように進めていただけたらという一点だけですね。

ありがとうございます。

(箕島会長)

次、3件目お願いします。

(事務局)

はい。

こちらの自然環境保全地域の育成というようなことで説明をということだったと思います。

すみません、これ前計画、平成29年10月に策定いたしました、環境保全率先行動計画(区域施策編)、こちらのときからずっと記載がそのままになっております。

御指摘の内容をもう一度精査いたしまして、修正すべき表現があれば、また他の修正と含めて御報告を差し上げたいと考えております。

(岩浅委員)

はい、ありがとうございます。

恐らくこの「育成」で言いたいことは、そういう都市公園とかですね、自然公園とかそういうところでの部分を指し、その部分での温室効果ガスの吸収源確保というところを想定しているのかなというふうにも思われますので、また適正な表現に直していただければそれで結構です。

以上です。

(箕島会長)

他に御意見、御質問ございますでしょうか。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

オブザーバーの方、何かございますでしょうか。

<意見なし>

はい、よろしいですか。

はい、2件ほど宿題がございますが、よろしく願い申しあげます。

市としては今回の原案をもって、改定版としてまとめ、最終的には先ほどのパブリックコメントに対する市

の考え方と併せて、公表していく予定とのことでした。

議題2についてはこれで大枠は承認いただき、あと修正点が2ヶ所ございますが、それは追って確認をするということで、この議題は終えたいと思います。

議題3 阿南市版・脱炭素ロードマップの策定について

(箕島会長)

次は、脱炭素ロードマップの策定についてを議題とします。

第3回会議において、行政、事業者向け、市民向け、再生可能エネルギーの区分別に実践計画の年度別計画として示されていたものについて、個別具体の計画ごとに取りまとめて、今年度分の予算措置についても記載したものとなっております。

まずは、各施策の概要を再確認した上で、質疑応答や意見交換を行いたいと思います。

事務局から説明をお願い申し上げます。

(事務局)

それでは議題3 阿南市版・脱炭素ロードマップについて御説明をさせていただきます。

資料は3-1を御覧ください。

こちらは以前より御協議をいただいております、阿南市版・脱炭素ロードマップの総括表となっております。今年度を含みます、向こう3年間の短期的な実践計画を取りまとめたものとなっております。

前回内容に関する大きな修正点はございませんが、今回は、令和5年度の当初予算額が確定をしておりますので、予算措置がされている個別事業について、その措置額を記載させていただいております。

次の資料3-2をお開きいただきたいと思います。

こちらは先ほどの総括表から市における取組部分、一番上の水色の部分を抽出したものです。内容としては、職員の意識啓発、環境教育の推進、また、グリーン購入・グリーン契約の推進など市としての取組を位置づけております。

次に資料3-3を御覧いただきたいと思います。こちらは事業者向け対応・支援となっております。

中小企業事業者向け、普及啓発活動、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動の支援、ゼロカーボン宣言事業者に対する市独自の支援などを位置づけております。

資料3-4を御覧ください。こちらは市民向け対応・支援となっております。

地球温暖化対策に関する啓発活動、また市民によるCOOL CHOICE実践活動に係る支援等を位置づけております。

資料3-5を御覧ください。こちらは再エネ事業の導入に関する区分の事業でございます。

促進区域の設定に関する事項、洋上風力発電に関する可能性検討や脱炭素先行地域づくり事業に関する可能性の検討等を位置づけております。

続きまして資料3-6を御覧いただきたいと思います。資料3-6につきましては、先ほどの総括表に挙がっておりました内容の詳細部分となっております。

まず1ページ、こちらが全事業を網羅した体系図ということになっております。

恐れ入りますが、後ろの個別表について、いくつか数値が落ちていたり、間違えているところがございますので、訂正をお願いしたいところがございます。

まず、14ページを御確認いただきたいと思います。こちらの地球温暖化対策の啓発活動、市の媒体による広報啓発、予算額が0円となっておりますが、こちらは5万円の誤りです。50と訂正をお願いいたします。

その下の各種イベントでのCOOL CHOICEの予算額、こちら15万8,000円となっておりますが、こちらは24万円の誤りでございます。240と訂正をお願いいたします。

最後に19ページをお願いいたします。こちら脱炭素先行地域づくり事業の検討となっておりますが、こちら予算額0円となっております。正しくは47万6,000円、476とお願いいたします。

それでは、中身の説明に移らせていただきます。恐れ入りますが、5ページをお願いしたいと思います。

こちら(2)の次世代自動車の購入ということでございますが、今年度、1,200万円を計上いたしまして、電気自動車もしくは次世代自動車の購入を計画しております。併せて、公用車の総量の適正化、また救急車やゴミ収集車等の特殊自動車に対する次世代自動車化等も検討してまいりたいと考えております。

続きまして7ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは公用車のEV化の推進と併せまして、電気自動車の普及促進に向けまして、EVカーシェアリングの可能性について、導入検討等をしてまいりたいと考えております。

次に9ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは公共施設における省エネ改修等のために、道路もしくは公園灯を初め、社会体育施設等の照明に関して、LED化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、その下のESCO事業、こちらにつきましても、現在、科学センターおよび給食センター2ヶ所で公募を行っておりまして、来年度以降も他の公共施設への導入等も検討をしてまいりたいと考えております。

ちなみにESCO事業のところに記載しております予算額につきましては、債務負担行為額となっておりますので、今年度予算等には、前の総括表等にも反映しておりませんので御注意ください。

続きまして11ページをお願いいたします。

こちらは事業者向けの取組ということで、市内事業者の事業活動における温室効果ガスの排出削減等を図るために、脱炭素経営セミナー等の実施に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に16ページを御覧ください。

こちらは、市民向けの対応・支援ということでございまして、生ごみ処理機の購入補助を年間50件を目標に取り組んでまいるという計画にしております。

次に17ページを御覧ください。

続きまして市民向けの取組でございしますが、本市の居住誘導区域等に対して、一定の省エネ基準を満たした住宅の取得に対する補助を10件程度考えております。

また、次の(4)でございしますが、省エネ家電等の買替え需要について、特に冷蔵庫の省エネ買替えについて400台を目標に補助を行ってまいりたいと考えております。

次に18ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは以前から行ってまいりました、住宅用太陽光発電施設に対する補助をこの度、5万円から7万円に拡充をいたしまして、併せて、家庭用蓄電池および電気自動車の充電施設に関する補助も新設をさせていただきます、年間50件の補助を目標としております。

以上、部分的な説明となってしまいましたが、議題3の説明とさせていただきますと思います。

以上でございます。

(箕島会長)

はい、ありがとうございます。

この脱炭素ロードマップについて、事前に提出された質問はございませんでしたが、御意見や御質問のある方はいらっしゃいませんか。

委員の皆様、何かございますでしょうか。

(鎌倉委員)

よろしいですか。

資料3-1のですね、中期目標のところ、森林の私専門になるのですが、CO₂の吸収量の増であるのですが、吸収量の増がいいのか、固定量の増がいいのかっていうのはあるのですが、この中期目標に対

する施策が、2023年度から始まっているということの理解なのか、そうじゃなければ、その以降にまた森林吸収量を増加するような施策を組み込むかどうかっていう質問をちょっとしたいなと思います。

森林吸収量の増に繋がる事業はどれなのですかという質問にもなるかもしれませんが、ちょっとここにポンと目標で出てくるので、これを解決する施策ってどれなのかなってちょっと探したのですが、ちょっと探しきれなかったなので、よろしくお願いします。

(箕島会長)

はい、これは事務局からの回答でよろしいですか。

(事務局)

はい、事務局から回答をさせていただきたいと思います。

2030年に向けての大きな目標としましては、森林吸収量の増というふうな目標を掲げさせていただいております。

この2023年から2025年までの3ヶ年に取り組む短期的な実践計画、これが本市の温暖化対策の全てではございません。

現段階におきまして、昨年度から各関係部署からですね、実践可能で成果が見込めるものということで抽出し掲載させていただいている実践計画でございまして、今後におきましても、この中期目標を更なるゼロカーボンの達成に向けて、施策を追加していくことしております。

よろしくお願いします。

(箕島会長)

他にございますでしょうか。

よろしいですか。

(坂田委員)

意見としてですけど、18ページのこの個人用の対応を拡充することで、資料のA4のほうですね、例えばこの令和4年度の申請件数が49件なんですけど、例えば、このときの住宅の着工件数を調べてくればよかったと思うんですけど、もう少しインパクトがあるようにしたほうがいいかと。僕は少ないような気がするんですよ。

たぶん、産業用のところを推進するのはもちろんなんですけど、個人のところの脱炭素も、もうちょっと拡充していくというのが阿南市の課題だって僕は思っているんです。

じゃなかったら、例えばおっしゃるように、人口も減っていくということにも繋がってくるのだったら、やはり個人住宅に関して、もう少し手厚くしてもいいかなという気はします。

なので、例えば今、太陽光の1件当たりの単価が大体30万円から40万円ぐらいなんです。これに対して5万円が、インパクトがあるのかどうか。

なので、もう少し金額を、他の予算を割り振った方がいいのではないかなという気はします。

そうしたら、またいろいろなことに繋がってくるのかなと。

今の議論の中で、結構この事業用、産業用のところについて、やはり分母が大きいので、スポットが当たりがちなんですけど、結構、やはり個人のところの浸透というのは、もう少しあってもいいかなというのは、一個人として思います。

(箕島会長)

はい、本件はどなたが回答を。

(事務局)

はい、事務局から御回答させていただきます。

御意見をいただいた通りではないかなと思っております。

本市としまして、住宅用の太陽光発電の設置に係る単独補助につきましては、これまでも市において単独で補助事業を実施してきたところでございます。

令和5年度からその事業をさらに拡充をいたしまして、補助の金額を5万円から7万円に引き上げ、またV2Hといいまして、電気自動車の充電した電気を住宅用の電気または非常用の電気として使用できるプラグの設置、これの設置に対する補助も新設をいたしました。

また、家庭用の蓄電池の設置にかかる費用に対しても、10万円の補助を出すという形で住宅向けの補助制度というのは今年度において、思い切って施策を講じているところでございますが、現在、申請を受け付けて、もうほとんどこの予算を消化しきってしまうぐらいの勢いで申請が上がってきております。

中でも、蓄電池の人气が想定以上に大きくて、太陽光発電とのセットで蓄電池を設置されるという御希望の世帯が想定以上にございます。

それと併せて、施策の17ページになりますが、今回さらに居住誘導区域外に省エネ住宅を新築または取得した世帯に対して、こちら基本額50万円で、さらに移住者加算、子育て加算ということで最大90万円の助成をするといった居住誘導の施策と併せた脱炭素の住宅向けの施策も講じているところで、さらに、昨年、燃料高騰等に伴う、消費者向けの国の交付金事業があったわけなのですが、省エネ家電への買替え、これにつきましては、昨年度は国の交付金を活用して実施したところ、かなり反響がございまして、それに継続して、単独で省エネ家電の買替え制度を今年度からも引き続き、電気冷蔵庫に限っての施策でございますが、これも今年度4月1日から実施しているというところでございます。

今後こういった補助制度を、申請状況を踏まえまして、今後の施策の拡充の必要性等について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(箕島会長)

よろしいでしょうか。

他に委員の皆様から御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(岩浅委員)

はい、資料 3-6 のところで、その市における取組というところで、特に修正があるわけではないのですけれども、やはり脱炭素と資源循環の掛け合わせの部分で、ごみ処理の部分ですよね。

結局、油を燃やして処理するというのが基本だと思いますけど、先日、鹿児島の大崎町、27分類をやっているところの現場を見せてもらったのですが、ここは処理場がないんですね。基本は、分類してということなのですが、徳島には上勝の事例もありますけど、規模が阿南市は大きいので、いきなり分類をいっぱいやるというのは難しいと思いますけど、大崎町で聞いた話としては、全部のごみの3分の1が生ごみで、3分の1が草木とか生木の関係で、残りが一般的なごみということでこの前者2つだけでも堆肥化を促進していけば、相当重油を燃やす量が減らせるんじゃないかということで、大崎町では、生ごみと草木の部分を全部堆肥化して農業に回しているということで、情報提供ですけれども、そういうところも学んでできるようになるといいかなと。

これは直ちにできるわけではないと思うので、中期的な課題として、阿南市にも認識していただけたらいいのかなと思います。

以上です。

(箕島会長)

市のほうから何か回答ございますか。

(事務局)

はい、参考にさせていただきます。

ありがとうございます。

(箕島会長)

他に委員の方から御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

オブザーバーの方から御意見、御質問ございますでしょうか。

(矢野参事官)

四国経済産業局の矢野と申します。

本日は、電源開発調整官の三好が出席する予定でしたが、所用で私のほうが代理で参加させていただいております。

経済産業省では、事業者の脱炭素化の支援ということで取り組んでおりますけれども、今回資料の 3-6 の中に、省エネ設備、再エネ設備の導入補助というところがありますが、日頃、事業者のお話を聞いていますと、目先のことに手一杯ということでなかなか設備投資にまで進まないというような状況で、脱炭素に取り組む意義やメリットが感じられていないように思います。

我々としても、まず事業者の皆様がエネルギーの使用状況がどうであるか、どういう使い方をされているかということから始めていただくことをお願いしておりまして、そういった中で「省エネ診断」、もしくは「省エネお助け隊」というメニューがございます。

これは、エネルギーの専門家の方が中小企業の事業者を訪問し、実際の電気や熱といったエネルギーの使用状況の把握、それに伴ってお金のかからない運用改善であったり、実際に設備投資をするようなメニューをいろいろ提案してくれる制度があります。

一步踏み込んで、実際にどこからやるべきかとか、どういう体制で取り組んでいったらいいか、実際にやってみた結果がどうか、それを PDCA で回すための支援もあります。

これらは、1万円、2万円ぐらいの負担は必要なのですが、活用いただいた事業者からすごく好評をいただいております。

支援メニューを活用いただくと、診断報告書というのが出るのですが、実際に1日、2日かけてやった結果、各社でどんなエネルギー使っているか、それに伴ってどういうところからやっていけばいいかっていうのを、報告書として説明していただけます。省エネすることが経営改善に繋がり、エネルギー価格が高騰している今が取り組みやすい時期でもあるかと思っておりますので、是非本制度を御活用いただけたらと思います。

もし御関心がございましたら、経済産業局のほうまでお問い合わせをいただけたらと思います。

計画の本文の方を今回初めて拝見させていただいてですね、アンケートが中段のほうにありましたけれども、中小企業支援メニューをなかなか活用したことがない、活用があるというのは1割しかなかったり、あと、どんなメニューがあるか分からないという事業者さんが8割いらっしゃったので、我々としても周知不足というのがあるのではないかと感じています。我々だけでは限界がありますので、支援機関の皆様と一緒にこうした広報活動もしていければと思いますので、御協力よろしく願いいたします。

私からは以上です。

(箕島会長)

はい、どうもありがとうございます。
市から何かございますか。

(事務局)

はい、御提案ありがとうございます。
本市としまして、この脱炭素ロードマップの3ヶ年事業計画の中でですね、中小企業事業者の皆様を対象にしたそういった経営改善の取組というのをしっかり取り組んでいきたいと考えております。
今後とも引き続き御指導よろしく願いいたします。

(箕島会長)

はい、他にオブザーバーの方から御意見、御質問ございますでしょうか。

(三田オブザーバー)

環境省四国事務所の三田と申します。
こちら、資料 3-6 のロードマップのところ、脱炭素先行地域への御検討という形で御記載いただいておりました、そちらの件になるのですが、今、第3回目の脱炭素先行地域の選定結果まで出ている状況でして、こちらが、2025年までに100ヶ所程度の選定をさせていただくというような形になっているのですが、3回目までで62件の選定をされておりまして、現時点では令和7年度までの募集をする予定となっておりますので、こちらでもこの脱炭素先行地域の選定を目指されるということであれば、できるだけ早いチャレンジをいただいたほうが選定をされる可能性も高くなっておりまして、地方環境事務所としまして、一緒に先行地域の計画についても検討させていただきたいと思っておりますので、ぜひ御相談をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
私からは以上となります。

(箕島会長)

はい、どうもありがとうございます。
市からございますか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。
市といたしまして、地域課題等そういうものを含めて精査いたしまして、こちらのほうも調査研究してまいりたいと考えておりますので、どうぞそのときはよろしく願いいたします。

(箕島会長)

はい、何か他に御意見、御質問ございますでしょうか。

(横手委員)

阿南商工会議所横手です。
先ほど岩浅先生の方から、生ごみの処理で堆肥化するという発言がございました。
今、阿南光高校の方で、放置竹林の竹の粉末と、枯草ですかね、これをミックスして生ごみ処理するという方法を考えていますけれども、そこらあたり、多分市の方も一緒に取り組んでいるのではないかなと思うのですが、そこらあたり教えていただけますでしょうか。
国土交通省と一緒にやっていますね。阿南光高校と。いかがでしょうか。

今、生ごみ処理機の電気式のものだけ書いていますが、実際に生ごみと竹林の粉とを発酵させて、堆肥化するということを研究していますので、結果も出していますね。

(荒井環境管理部長)

環境管理部の荒井と申します。よろしくお願いいたします。

生ごみ処理機の高校連携につきましては、すみませんが、民間同士はしていると思うのですが、環境管理部の方では、生ごみ処理機の購入補助ということが基本(補助制度)ということになっていますので、高校との連携を直接環境管理部の方がやっているわけではございません。

民間同士の中で連携をとっているのかと私は考えているのですが、すみません、お答えになってないかもしれませんがよろしくお願いいたします。

(横手委員)

はい、考え方は分かりました。

ありがとうございました。

(箕島会長)

追加ございますか。

はい、お願いします。

(吉村市民部長)

市民部の吉村です。

今の話、ちょっと補足説明させていただきます。環境管理部のほうからの生ごみ処理機の補助という制度はこれまでもございました。令和4年度から、この生ごみ処理機のキエーロという木製の箱型の容器の購入も補助対象とするということで、環境管理部のほうで今展開しております。

それに加えて、先ほど横手委員さんの方からおっしゃっていただいた、阿南光高校の竹パウダーというのですかね。パウダーではないけれども、生ごみの処理の団体の方からも提案がございまして、できたら、そのキエーロと一緒に竹パウダーを活用した生ごみ処理をという提案はございました。

今いろいろ環境管理部のほうでも私ども市民部のほうでも、これから協議していかないと、こういうセットで、キエーロにするとときに市民の方に普及活動といいますか、竹を活用した、生ごみ処理の団体もいろいろキャンペーンとかイベントのところで周知しておりますが、それも市のほうも一緒にその効果についていろいろ支援はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(横手委員)

はい、ありがとうございました。

これ、本格的に大量にすることとなると、非常に放置竹林の解決ですね、この問題に繋がっていく、非常に有効なことで、結果として、これを堆肥として使うことで、例えば稲作も田んぼの中に雑草が生えないと、そういう効果も出していましたね。非常に有効な方法だろうと思います。化学肥料がいらないと、いわゆる雑草対策がいない。そんな効果を出していましたね。

だからこころあたり少し市のほうからも支援してやったら非常に効果的かなと思います。

はい、以上です。

(箕島会長)

はい、どうもありがとうございます。

他に御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

<意見なし>

はい、どうもありがとうございました。

意見がないようでございますので、御了承いただいたということで議題3についてはこれで終わりにしたいと思います。

この阿南市版の脱炭素ロードマップに記載された各個別計画については、既に令和5年度に始まっているという状況を踏まえて、特に予算措置がされている計画については着実に実行いただきたいと思います。

議題4 阿南市環境保全推進協議会の名称変更について

(箕島会長)

続いて、阿南市環境保全推進協議会の名称変更についてを議題とします。

本協議会の名称を、地球温暖化対策推進協議会に変更したいとのことですが、後の議題とも関連しますので、ここで協議しておきたいと思います。

それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、改めまして環境保全課の山田と申します。

昨年度はゼロカーボン推進室におきまして大変お世話になりました。

ゼロカーボン推進室と環境保全課、業務分担をしております、本課に関係する部分について、環境保全課のほうから御説明をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事前に配付をさせていただいております資料4の方で御説明をさせていただきたいと思います。

資料4の見方でございますが、まず右側に現行の協議会の概要、左側に変更後の案ということで記載をさせていただいております。

まず現行の協議会の名称のことでございますが、阿南市環境保全推進協議会という名称につきましては、平成28年当時ですね、阿南市環境保全率先行動計画を策定するために計画名と、当時改正前の、地球温暖化対策の推進に関する法律第22条に規定する地方公共団体実行計画協議会、これの環境保全と協議会を参考にして名前がつけられたと聞いております。

そもそもの協議会の設置の経緯でございますが、環境保全率先行動計画は平成29年10月に策定されております。それまでの間に、行動計画の策定委員会というのがございまして、それを推進する組織として策定委員会を協議会に移行して、条例によって設置がされたということで、平成30年1月16日に設置がなされております。

協議会の主な目的としましては、阿南市全域を対象とした温室効果ガスの排出量の削減に向けて阿南市環境保全率先行動計画を円滑に実施するという目的で設置されたものでございます。

左側にいきまして、変更後の案でございますが、その変更したいというそもそもの経緯・根拠でございます。

令和4年4月1日に改正地球温暖化対策の推進に関する法律が施行されました。同法の第22条第1項におきまして、市町村において地方公共団体実行計画の策定および実施に関し、必要な協議を行う協議会の組織に関する規定が改めて位置づけられました。設置の目的につきましては、1月の第3回の協議会におきまして、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づいて位置づけをさせていただくということで、お諮りをさせていただき、御了承を得ているところでございます。

それを踏まえまして、協議会の名称のことでございますが、本日の議題2におきまして計画の名称を阿南

市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)とすることについて、御了承をいただきましたので、併せて協議会の名称を阿南市地球温暖化対策推進協議会に変更することについて事務局から御提案をさせていただきたいと思っております。

なお、名称の変更の手続きとしましては、本協議会において御承認をいただいた後、条例案を市議会に提出し、議決後、公布の日から施行するということとなります。

阿南市環境保全推進協議会の名称変更についての説明は以上でございます。

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

(箕島会長)

はい、ありがとうございました。

前回の第3回会議において、本協議会を改正地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の規定に基づく地方公共団体実行計画協議会に位置づけることについて、御承認をいただいたことで、今後は市としても、地域脱炭素化促進事業に取り組んでいくことを踏まえての提案とのことでした。

本件について、御質問、御意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

(柴山委員)

すみません、本件については賛成なのですが、ちょっとこの資料の関係で一つだけ教えてください。

先ほど岩浅委員からの質問のときにも御回答されたかと思うのですが、この資料4の下の※印で、環境保全とはということが書いてあるのですが、書いてあることも当然いいと思うのですが、この※印というのはなぜここに書いてあって、この※はこの表の中のどことリンクされるのでしょうか。

(事務局)

すみません、表の中に※印をつけておけば、より分かりやすかったかと思っております。

環境保全率先行動計画という元々の行動計画の名称のところですね、率先して行動していく計画という前に、環境保全という内容がついておりました。事務局の方で環境保全というのはそもそもどういう定義なのかということも改めて調べてですね、欄外に記載させていただいたところ、地球温暖化対策もさることながら、その他のことについても網羅したものであるということが分かっております。

今回改めて改定しようとする計画の内容が、温暖化対策、いわゆる緩和編に当たる部分の計画を策定しようとするものでございますので、環境保全となりますと、かなり広い範囲での行動計画になってしまいます。

阿南市としましては、その他の行政計画を持っていることから、今回計画の名称を地球温暖化対策実行計画という名称に変えたことに合わせて、推進協議会の設置の目的または役割を反映した分かりやすい名称にしてはどうかということで、今回発案をさせていただいているところでございます。

ですので、環境保全というそもそもの、今の推進協議会の環境保全というのはどういった内容かということも参考までに欄外に記載をさせていただいているということで御理解いただきたいと思います。

(柴山委員)

はい、ありがとうございます。

すみません、もう一つそれでは先ほどの御質問の回答なのですが、環境保全のほうが概念として広いと思うのですが、温暖化以外のこちらの環境保全のところは、今度の推進協議会で引き継ぐのですか。引き継がないのですか。対象として。

(事務局)

はい、本市としましては、この推進協議会の他に環境審議会という外部委員会がありまして、そちらの審

議会の方では、こういった環境保全の全般のことについて御審議をいただくような組織がございます。

(柴山委員)

ということは、引き継がないということよろしいですね。

(事務局)

はい、引き継がないということでお願いします。

(柴山委員)

はい、ありがとうございます。

(箕島会長)

この印は単なる注意書きの意味で、何かを指しているという意味ではないです。

はい、そういうことです。

他に御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは本件についてお諮りします。阿南市環境保全推進協議会の名称を阿南市地球温暖化対策推進協議会へ変更することについて、御異議ございませんでしょうか。皆様賛成でよろしいでしょうか。

<委員異議なし>

はい、どうもありがとうございます。

それでは、賛成と認め、本件については承認されました。

議題5 関係条例等の見直しについて

(箕島会長)

次に、関係条例等の見直しについてを議題とします。

阿南市環境保全推進協議会設置条例の一部改正について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、引き続き私のほうから御説明をさせていただきます。

資料5、資料5-1、5-2において説明をさせていただきます。

まず資料5-1を御覧ください。阿南市環境保全推進協議会条例改正案の概要としております。

改正しようとする項目につきまして、名称、設置の目的、協議会の役割、また会議の実施の内容でございます。名称につきましては、阿南市地球温暖化対策推進協議会、設置につきましては、法律に基づく協議会として位置づけること、また、役割として、阿南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定および推進等に加えまして、地域脱炭素化促進事業の実施における事前の協議という役割を追加させていただきたいと考えております。

また会議には、この事前の協議を行うために必要があると認めるときに、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見や説明を聞き、資料の提出を求めることができるようにするために、会議の条文の中にこういった文言を追記させていただきたいと考えているところでございます。

資料5-2を御覧ください。

また、協議会のメンバーでございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律の第22条におきまして協議会の構成員が例示されているところでございます。

本委員会におきましても、法律の規定に基づき、この中の関係者の方に御参画をいただいているところでありまして、構成員の内容につきましても法律に基づくような内容に変更したいと考えているところでございます。

続いて資料5を御覧ください。資料5につきましては、見直し案の概要につきまして、それぞれ左側に現行の条例、右側に見直しの案の概要を記載しております。

まだ、具体的な条文というふうな記載の仕方とはなっておりませんが、こういう形で直すという部分的な確認として御覧いただきたいと思っております。

まず第1条の目的および設置のところで、法律に規定する協議会として位置付ける条文とすること、2条におきまして協議会の役割の中に、地域脱炭素化促進事業の実施に係る協議に関するものを付け加えるということ、また委員につきましても法律に基づく方のうちから市長が委嘱するということ、また会議につきましても、先ほど説明をさせていただいた通り関係者の出席を求め、意見の他、説明や資料提出を求めることができるようにするという内容となっております。

この内容で条例案を作成し、市議会に提出したいと考えております。

関係条例の見直しについての説明は以上でございます。御確認のほどよろしく申し上げます。

(箕島会長)

はい、ありがとうございます。

本協議会を改正地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の規定に基づく地方公共団体実行計画協議会に位置づけること及び地域脱炭素化促進事業の協議については、前回の会議の際に御承認いただいたところでございますが、今回は資料5において具体的な見直し内容が示されています。

このことについて、委員の皆様から御意見がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員一同)

意見なし。

(箕島会長)

はい、ないようですので、関係条例等の見直しについてはこれで終わりにしたいと思います。

議題6 地域脱炭素化促進事業に関する事前協議について

(箕島会長)

次に、地域脱炭素化促進事業に関する事前協議についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、引き続き資料6を御覧いただきたいと思っております。

この資料は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化の仕組みの概要でございます。

資料の見方としましては、まず上の方で実行計画の策定から、事業計画の認定というふうな流れ、また上段に地方公共団体、いわゆる阿南市、それと地域脱炭素化促進事業を実施する事業者という関係性の絵図になっております。

現在、この左上の地方公共団体における計画を策定しているという部分になっておりまして、これがまず1つ目でございます。

この計画を策定し、公表したことによりまして事業者の皆様には、地域脱炭素化促進事業、阿南市で実施するその事業がどういったところで、促進区域が設定されているのかということが見える化されますので、それを参考に事業の構想が練られるという流れになっていきます。

その後、ここで手を挙げてみようかという形で事業者の方から事業計画の立案がありまして、市の方で申請を受け付けることとなります。

市の方でこの計画に照らし合わせて、この事業を認定できるものかどうかを審査いたしまして、その後認定された後、事業の実施という流れになっていくのがこの地域脱炭素化促進事業の概ねの流れでございます。

そこで御協議をいただく部分につきましては、この前のスライドでお示しをさせていただいておりますが2番と3番ですね。この間に、事業計画が申請される前に事前に協議を行うということになっております。

この協議を行うということについて少し説明をさせていただきたいと思っております。

これが資料6-1になります。

まず2番ということで、地域脱炭素化促進事業予定者から、事業計画を上げたいという話が市のほうにあります。それを受けまして、事業申請をしていただく前に事業計画の内容を、関係者の間で事前に協議をするという段を踏みます。

この事前協議に係る協議を、協議会を開催する前に、阿南市としましては、まずこの事業計画の内容を見させていただいて、関係する地域や利害関係者を特定して、まずそこに、事前の地元説明会、関係者説明会を開催したいと考えております。

その上で、協議会、いわゆるこの事前協議に係る協議会ということですが、少し難しくというか、分かりにくいところなんですけど、この協議会っていうのは、元々今ここで御議論をいただいております、計画の策定・推進のための協議会とは本来別の協議会を設置して協議をするという前提がございますが、既存の、協議会が設置されている場合は、この協議会を活用して、この事前の協議会を運用するということも可能と国のマニュアルのほうでは示されていることから、阿南市としましては、この阿南市地球温暖化対策推進協議会の皆様に、地域脱炭素化促進事業の事前協議についても御協議をいただきたいと考えております。

ですので、こういった計画の策定・推進の会議以外に、地域脱炭素化促進事業の事前協議についても、今後またお願いさせていただきたいと思っております、またこの協議会には事前説明をさせていただいた地元の住民または利害関係者の方にも、必要に応じてこの協議会に参加していただく、また、許可権者である国または県の関係者の皆様には、オブザーバーとしてこの協議会に御参加をいただき、御指導いただくというような形でこの事業を推進していきたいと考えているところでございます。

事前協議会のことについての説明は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(箕島会長)

はい、ありがとうございました。

この件について、委員の皆様から御意見、御質問のある方は御発言をお願い申し上げます。

(柴山委員)

すみません、ちょっと教えていただきたいのですが、この考えというか案はわかったのですけれども、この協議ですか、申請前の協議という、ある意味、事業者に義務付けるというのは、これは例えば法なのか条例なのか分かりませんが、何を根拠として、義務付けるのですか。

というか、どのような考えで法的なというか、条例とかそういうのはどのような枠組みでお願いする、しようと考えているのか教えていただけたらと思います。

(事務局)

はい、この事前協議につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律の中に書かれております。具

体的に説明をさせていただきます。

地域脱炭素化促進事業計画の認定としまして、地球温暖化対策の推進に関する法律の第22条の2におきまして、「地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独または共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、計画を作成し、地方公共団体実行計画を策定した市町村の認定を申請することができる。」と規定をされております。

ですので、認定申請の前に、協議会の協議を経るという手続きとなります。

よろしいでしょうか。

(箕島会長)

よろしいですか。

(柴山委員)

はい、分かりました。

(箕島会長)

他に委員の皆様から御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

オブザーバーの方、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

(常富オブザーバー)

よろしいですか。

はい、念のための確認でございますが、協議会のほう、許可権者である国、県と内容によって構成員が提案者であったり、あるいは我々のほうの許可権者であったりというものが含まれる可能性があるわけですが、その場合はその協議会のメンバーから外れるとか、そういった形になるということで考えてよろしいということでしょうか。念のための確認です。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

許可権者に関してはオブザーバーとして御参加いただくというふうを考えております。

よろしく願いいたします。

(常富オブザーバー)

承知しました。ありがとうございます。

(箕島会長)

他にございますでしょうか。

<意見なし>

ないようですので、それではお諮りします。

地域脱炭素化促進事業における協議については、このような形で進めることとしてよろしいでしょうか。

よろしいですか。

<委員、異議なし>

はい、皆さん異議なしのようでございますので、本件については、条例が改正された後においては、事務

局案によって、協議をこの形で進めていくものとします。

以上で本日予定しておりました議題は全て終了しました。

最後に表原市長からお言葉をいただきたいと思います。よろしくお願ひ申しあげます。

(表原市長)

はい、今日は皆様大変御多用の中、ちょうど本当に丸2時間でございます。長時間にわたりまして熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

そして昨年の7月に本協議会が立ち上がりまして、これまで4回にわたって計画策定に、計画の素案作りに向けた、非常に忌憚のない活発な議論が展開をされてきて、そして本日、こういう形での素案がもう今仕上がりにあるというところであります。

その間、本当に皆様方にはいろいろな面での御議論と、そして、手前味噌ではございますけれども、そういった皆様方からの御意見であり、加えて、パブリックコメントなども結構多様に寄せられる中でそれを受け止めてこの計画のほうに反映をさせ続けてきた、前任者も含めましてゼロカーボン推進室の職員を中心としたここに並んでおります市職員も誠心誠意取り組ませていただいたつもりでございます。

そして今後におきましては、先ほどの話にもありましたとおり地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして当協議会におきましては、ある意味衣替えをするということになりますし、いわゆるプラン・ドゥー・チェック・アクションの PDCA のサイクルを回していく中で、プランがしっかり仕上がってくる、そして、これから実行という段階でございます。

実は、昨年度からこの協議会の取組とはまた別で、トライアル・サウンディングという事業を展開させていただいておりました。

要はその公共施設を活用して、民間から様々なアイデアを持ち寄って、お試していろんなことやってみようよと、公益に資することですとかビジネスも含めて、そういった、まちにとって良いことをみんなの力でやってみようという取組を1年間積み重ねていく中で、本年度はそこからステップアップをして民間提案制度というものが、今始まるようしておりまして、要はそれをお試してやっていたものを、いわゆる通常の姿に、日常の姿に変えていくという次の段階にこれからステップアップをしていこうとする中で、この地球温暖化対策にも係る、いわゆるゼロカーボンにも繋がるような提案が私のもとにも、多数寄せられておりますし、私自身も、実際にそれを受け止めるだけではなくて、自らも学び、時には外に足を運ぶということで今いろいろなことが水面下で起き上がろうと、そういう機運がすごく高まりつつあります。

要は土を耕して、植えた種がこれからいよいよ新芽が芽吹いていくというような、私も大きな期待を持っておりますし、その中でやはりそういった、植えた種が芽吹いて、大きな花を咲かせていくまでには、先ほど言った衣替えをするこの協議体の存在が非常に重要になってくるというふうに私も考えておりまして、例えばファイナンスの面であったり、法整備の面であったり、それから地域における合意形成の面であったり、いろいろところで必ず障害があります。

そこをしっかりとまとめ上げて形にして持続可能なものにしていく、これが点と点が繋がっていくことによって、例えばですけれども、そういった脱炭素の先行地域というところでの認定などにも、恐らく繋がっていくのではないかなと思っています。

点が線に、線が面にということだろうと思っています。本当に形だけの計画、計画作りでの計画ではなくて、本当にやるための計画作りであるし、それはあくまで手段であって、本当に地域が次代に対して誇れるものとして次世代に引き継いでいくためのことであると私も思って、これからはしっかりとリーダーシップを発揮してまいりたいと思っておりますので、引き続きの皆様方の御協力、お力添えをいただきますよう、謹んでお願ひを申し上げます、少し長くなりましたが、御礼の御挨拶に代えさせていただきます。

これまで本当にありがとうございました。

(箕島会長)

どうもありがとうございました。

事務局から連絡がございましたらよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

はい、先ほど説明させていただきました、地域脱炭素化促進事業の実施時期でございますが、条例が可決されての後のになりますので、6月末から7月にかけての実施の予定としております。

またそのガイドラインにつきましては、作成が済み次第、委員の皆様にはお送りさせていただこうと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は長時間にわたり御議論をいただきましてありがとうございます。

本日会議で出された御意見等を踏まえ、庁内で共有し、計画の最終調整および5月末の公表に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また区域施策編の冊子が出来上がりましたときには、委員の皆様とオブザーバーの皆様にもお送りさせていただきたいと思っております。

なお本日の会議録は、各委員に御確認をいただき、市のホームページに掲載させていただきます。

事務局からは以上です。

(箕島会長)

はい、ありがとうございました。

本日の議事はこれで全て終了です。

委員の皆様にはスムーズな進行に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

以上で本日の会議を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

3 閉会 11:56